早期退職者に対する使用者が負担した留学等修学費用の返還請求の要件

弁護士 井上 博隆

1、はじめに

近年、使用者が費用を負担して従業員を海外留学等 修学させたのに、修学後短期間の内に従業員が退職す ることがあるため、従業員が帰国後一定期間内に退職 した場合にはその留学費用を返還させる旨の規定を設 けたり合意をすることがある。

労働基準法 1 6 条は、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と定めているが、留学費用返還規定や合意が、労働者の退職の自由を奪う可能性があることなどから、この労働基準法の規定に違反しないかが問題となり、最近相次いで裁判例が出ている。

一般には、使用者は給与等人件費は留学中も支払を 継続し、これ以外に学費、滞在費、交通費などを負担 することが多い。

本稿では、人件費以外の修学費用の返還請求が労働 基準法16条に違反しないかが争点となった裁判例か ら、違反とされない場合の要件を考えてみたい。

2、修学費用の返還請求の労働基準法 1 6 条違反が争点 となった裁判例

人件費以外の修学費用の返還が労働基準法16条に違反しないかが争点となった裁判例には、①長谷エコーポレーション事件(東京地判平成9年5月26日労判717号14頁)、②新日本証券事件(東京地判平成10年9月25日労判756号7頁)、③野村證券事件(東京地判平成14年4月16日労判827号40頁)、④明治生命保険事件(東京地判平成16年1月26日労判872号46頁)がある。1)2)

いずれも海外留学費用の返還を求めた事例である。 ①③④は使用者勝訴。但し、いずれも控訴されている。 ②は労働者勝訴であり確定している。①は渡航関係費 と手当を除いた学費を請求し、全額認められている。 ③は留学関連費用の内、受験・渡航必要費、授業料、 図書費を合計した金額から、返還が免除される5年間 から修学後退職するまでの年月分を按分して差し引い た金額を請求し、全額認められている。④は返還約束 をした誓約書の「留学費用(ただし、人件費相当分を 除く)」の解釈として、海外駐在員規則等から支給さ れるものは除かれるものとして、大学授業料と出願料 だけを認めた。

1) 他に、裁判例として、もう一つの明治生命保険事件(東京 地判平成15年12月24日労判881号88頁、使用者勝 訴)と大学教員に対する留学費用返還請求事件(大阪高判平 成15年1月16日判例集未登載、表田充生「労働社会保障 判例紹介・大学教員に対する留学費用返還請求と労基法第1 6条」民商法雑誌131巻6号197頁2005年、使用者 勝訴)があるが、判決全文がないため、本稿では参考にとど める。

2) 修学費用以外に、海外企業派遣費用の返還請求が問題となった富士重工事件(東京地判平成10年3月17日労判73 4号15頁、労働者勝訴)がある。

また、医師が他の医療機関で研修を受けた場合、移転関連 費用・給与の補填金の返還を求めた徳島健康生活協同組合事 件(徳島高判平成15年3月14日労判849号90頁、労 働者勝訴)がある。

3、返還合意の形式・文言

(1) 裁判例の返還合意の形式・文言の概要は下記の 通りである。

		形 式	文 言
1	長谷工コーポレー	誓約書	一定期間を経ず退職した
	ション事件		ときは返却する。
2	新日本証券事件	留学規程	5年以内に退職したとき
			は返還させる。
3	野村證券事件	海外留学派遣要	5年以内に退職したとき
		綱及び誓約書	は弁済しなければならない。
4	明治生命保険事件	誓約書	5年以内に退職するとき
			は返還致します。

(2) 労働基準法16条に違反する形式・文言

労働基準法16条は、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と定めているが、まず、上記のような返還合意が違約金・損害賠償額の予定と解されるかが問題となる。

従来、行政解釈として、費用援助が純然たる貸借 関係、すなわち、一般的返還方法が研修後の勤務の 有無に関係なく定められ、単に一定期間勤務したこ とにより返済義務が免除されるようになるだけのも のは許されると解されてきた。¹⁾

同様に、実務的によく使用されている文献にも「海外留学後の勤務義務違反という『違約だから返還せよ』というのは、まさに労基法第16条の禁止する違約金の定めとなるが、留学費用の『貸付金を免除せよ』というのは労基法上問題はない。」とされている。²⁾

これに対して、「本来本人が費用を負担すべき自主的な修学(技能習得)について使用者が修学費用を貸与し、ただ修学後一定期間勤務すればその返還義務を免除するという実質のものであれば、賠償予定禁止の違反ではないといえよう。・・・これに対し、使用者が自企業における能力開発の一環として

業務命令で修学や研修をさせ、修学(研修)後の労働者を自企業に確保するために一定期間の勤務を約束させる(そしてその違約金を定める)という実質のものであれば違反になると考えられる。」とする考え方(菅野説)がある。³⁾

これは、「貸付金を返還せよ」という場合でも、 本来企業が免除すべき修学費用の場合は違法になる 場合があるとする考え方である。

- (3) 返還合意の労働基準法16条についての裁判例 の判断
 - ①乃至④の裁判例の返還合意について、①③④は 従業員から個別に誓約書を取得しているが、②は就 業規則の一つと考えられる留学規定だけである。

しかし、いずれもほぼ同一文言である。

②は、留学費用の返還条項を内容とする念書その他の合意書を作成させることなく、留学規程が就業規則として就業規則の効力に基づき留学費用の返還を請求していることも留学の業務を裏付けるものであるとして、労働基準法16条に違反する規定であるとしている。4)

一方、①③④は、労働契約とは別の返還債務を免除する旨の特約付金銭消費貸借契約であると認定している。特に③は「弁済又は返却という文言を使用している」ことを理由としている。

そのうえで、③は「労働契約不履行に関する違約 金乃至損害賠償額の予定であるかは、単に契約条項 の定め方だけではなく、労働基準法16条の趣旨を 踏まえて当該海外留学の実態等を考慮し、当該海外 留学が業務性を有しその費用を会社が負担すべきも のか、当該合意が労働者の自由意思を不当に拘束し 労働関係の継続を強要するものかを判断すべきであ る。」と判断し、④も同様の判断をしている。

②においても形式だけではなく留学規程の内容からも留学の業務性が裏付けられると判断しているのであり、返還合意の形式・文言だけではなく、その留学の実態が業務性を有し、留学費用を使用者が負担すべきものか否かによって判断するという、前記の菅野説が確実な判例の流れになっていると考えられる。5)6)

とはいえ、②において労働基準法16条違反とされた理由には、他が誓約書を従業員から取得し、曲がりなりにも個別に返還約束をさせている(違約金ではなく、金銭消費貸借契約と認定しやすかったのではないか)のに反し、②では留学規程でしか定めがなかったこと、文言が②は「返還させる」となっている(前記労働者が勝訴した富士重工事件も海外研修派遣規則で「返還させることがある」と規定していた)のに対し他は「返却する」、「弁済しなけれ

ばならない」、「返還します」となっていることが微妙に影響しているとも考えられる。⁷⁾

(4) 裁判例からみた労働基準法16条に違反しない ための返還合意の定め方

以上の裁判例から考えると、返還合意形式・文言 が労働基準法 1 6 条違反の判断の直接のポイントと はならないとしても、返還合意の定め方によっては、 後記の通り業務性有りとする判断要素ともなる。

後日の紛争をできるだけ防ぐためには、規則ではなく金銭消費貸借契約とすること(内容の説明義務を尽くすことも含む)、ある期間内に退職したときは返還するというものではなく、勤務したらその債務を免除するとした方がよいこと、返還するべき留学費用の明細を明確に定めること、返還義務が免除されることになる期限を明確にすること、その期限が退職を拘束しない程度の長期間にわたらないように定めること等が必要であると考えられる。

また、修学後の勤務年数に応じて返還免除額を増額していくことも修学後に就く業務内容を考慮しながら定めることも必要であろう。

- 1) 労働省労働基準局全訂労働基準法(上) 2 1 0 頁 1 9 9 4 年。
- 2) 安西愈「採用から退職までの法律知識 (十訂)」 6 5 頁中 央経済社 2 0 0 4 年。
- 3) 菅野和夫「労働法第7版」134頁弘文堂平成17年
- 4) ①について、大内伸哉「中途退職者に対する社員留学費用 の返還請求と労働基準法16条-長谷エコーポレーション事件」ジュリスト1130号135頁は「一定期間の勤続をし なかった場合に返還債務が発生するという内容の契約であっ たと見ることも十分可能であると思われる」としている。
- 5) 山川隆一「研修中に支給した補給金の返還規定と労働基準法16条-徳島健康生活協同組合事件」ジュリスト1281 号172頁は、消費貸借契約その他の返還合意の成立が認められる場合には労働基準法16条違反を直接問題とすることには疑問があるとし、労基法16条の類推適用又は民法90条の問題となると思われるとしている。
- 6) 前掲1)の改訂版である改訂新版「労働基準法(上)」23 6頁2005年は、「これら類似の事案が本条違反となるか どうかは、結局は事実認定の問題であるが、特に研修等が使 用者の命令によるものであるか、援助金等が立替金であるか (事業の必要経費ではないか)、消費貸借であるか、返済方法 を定めているか等の点から、当該契約が労働関係の継続を不 当に強要するものであるかどうかを総合的に判断する必要が あろう」としており、これも菅野説をとっているものと考え られる。
- 7) 前掲4)大内は①について菅野説の影響を受けたものと推察できるとし、梅本圭一郎「従業員が海外研修終了後5年以内に退職したときは、企業に対し派遣費用を返済するとの合

意が、労働者が約定期間前に退職した場合の違約金の定めに当たり、労働基準法16条に違反し無効であるとされた事例-富士重工事件」平成10年度主要民事判例解説判タ1005号326頁も、①②について菅野説の考え方が意識されるようになり、当該派遣の業務性いかんを判断のポイントとしているとしていた。

4、業務性の判断

(1)以上のとおり、裁判所は、修学の業務性の有無に 労働基準法16条の違法性判断のポイントをおいて いる。しかし、使用者が修学費用を負担する修学の 内容は、多かれ少なかれ業務との関連性があると考 えられる。裁判例はどのような場合に業務性がある と判断しているのであろうか。

(2) 裁判例の判断

前記①乃至④の裁判例は業務性の有無について、 ①③④は業務性を認めず、②は業務性を認めている。 その理由は、別紙の通りである。

③は、前提として、「勤続年数が短いにもかかわ らず将来を嘱望される人材に業務とは直接の関連性 がなく労働者個人の一般的な能力を高め個人の利益 となる性質を有する長期の海外留学をさせるという 場合には、多額の経費を支出することになるにもか かわらず労働者が海外留学の経験やそれによって取 得した資格、構築した人脈などをもとにして転職す る可能性があることを考慮せざるを得ず、したがっ て、例外的な事象として早期に自己都合退社した場 合には損害の賠償を求めるという趣旨ではなく、退 職の可能性があることを当然の前提として、仮に勤 務が一定年数継続されれば費用の返還を免除する が、そうでない場合には返還を求めるとする必要が あり、仮にこのような方法が許されないとすれば企 業としては多額の経費を支出することになる海外留 学には消極的にならざるを得ない。また、上記のよ うな海外留学は人材育成策という点で広い意味では 業務に関連するとしても、労働者個人の利益となる 部分が大きいのであるから、その費用も必ずしも企 業が負担しなければならないものではなく、むしろ 労働者が負担すべきものと考えられる。他方、労働 者としても一定の場合に費用の返還を求められるこ とを認識した上で海外留学するか否かを任意に決定 するのであれば、その際に一定期間勤務を継続する ことと費用を返還した上で転職することとの利害得 失を総合的に考慮して判断することができるから、 そのような意味では費用返還の合意が労働者の自由 意思を不当に拘束するものとはいいがたい。」とし ている。

(3)業務性の判断要素

前記の通り、使用者勝訴判決は全て控訴されてお

り、また、それぞれ個別性のある事件であるため軽々に判断することは慎まなければならないとしても、これらの裁判例から考えると、労働基準法16条に違反しない場合は、修学の内容が業務に直接の関連性がないのに使用者が負担する費用が大きく、一方従業員にとって、修学によって使用者が負担した費用を前提として、更に高額で転職できる利益を得ることができる場合であると考えられる。そうすると、業務性の判断要素は下記の通りになるのではないかと考えられ、これらの要素がある場合には業務性が否定される可能性が高いのではないかと考えられる。

- i 企業の修学制度の目的が、直接業務に役立つ人 材を育成するものではなく、将来の人材育成とい う性格を持つものであること。
- ii 応募、修学先・研究テーマ・科目選択等が従業 員の自由に任せられており、業務命令とならない こと。但し、修学先は一定の評価を受けている先 に限定するものであってもよいこと。
- iii 修学期間中研修状況等の簡単な報告をさせることはよいが、企業の業務に直接関連のある課題や報告をさせたり、企業の業務に従事させるものでないこと。
- iv 修学の内容や資格が、他に容易に転職すること ができるような従業員にとって有益なものである こと。
- v 修学内容が、使用者の業務や従業員の修学前後 の業務と関連性があっても良いが、直接的・具体 的に業務に関連するものに限定されたり、中心と なるものではないこと。1)
- vi 修学後、修学内容に直接関連のある部署に、業 務命令として、勤務させるものではないこと。
- vii 修学中、使用者が給与等人件費を負担すること や、形式的に修学が業務命令とされることは、直 ちに業務性の判断とはならないこと。
- viii 返還免除が規則として定められるものではなく 双方の合意でなされるものであること。
- ix 返還免除までの期間が、労働者の退職の自由を 不当に拘束し労働関係の継続を強要すると考えら れるようなものでないこと。²⁾³⁾
- 1) これに対し、表田充生「労働社会保障判例紹介・大学教員 に対する留学費用返還請求と労基法第16条」民商法雑誌1 31巻6号207頁2005年は労務関連性のあるものは原 則として労基法16条違反で無効と考えるべきであるとす る。
- 2) ②③④の判決はいずれも5年の期間が定められていた。② は業務性を認めているが、③④は業務性を否定している。これは、他の要素が考慮されたものと考えられる。

3) 前掲1) 197頁は、この紹介判例の事案について、労基 法14条が有期契約について原則3年としていること、退職 後の競業避止義務特約の有効期間が裁判例上2~3年程度で あること等から、5年は長すぎるとする。

	事件名	留学制度の目的				業務性についての	裁判所の判	断の理由			
1	長谷工 コーポレ ーション 事件	「専門耕人性、境積応人 野幅・構し中的 を脈を厳の極での は、境積応の でに入人 がにる人人 がにる人人	目的が人様のあ所人しる 、材のあ所人しるる が所をさるので	応募は、 社員意思は自 は基づである	留学先や選人 学院の本由 自任い でいる	留学経験や留学 先大学院の学位 取得は社員の担 当業務に直接役 立つわけではない	勤続どかずな資る 継かにら益・な をるかわ有験と				
2	新日本証券事件	…に門吸格び野努もの与を 業る識諸得的大せ会にこと 業の資及視に、社寄とす	(目的考えど) 海場外の 一でで で の 一づけ てい る	応は信息 の 自業発見 は に で が る が る が る が い る た い る る た い る る り る る り る る る り る る る り る る る る る	海攻学留もて等則す命に科を開後である。中国省等がでいる。中国省等がでいる。中国省等がでいる。中国省等が、中国省等的、中国省等的。中国省等的,由国的各种的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的,由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的。由于和国的特殊的,但如果如果如果如果如果如果如果如果如果如果如果如果如果如果如果如果如果如果如果	が決定されれば、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一格を利けにそに留務定わいの知得をこるこっのをきでの知後をこるこっのをきで資識し受とがとて業否るな	返をす書さと留が則の基還しこ学をる還内るをせな学就と効づをてとの裏条容合作るく規業し力き請いも業付項と意成こ、程規でに返求る留務け	留おリブ的習優と金業須経をた学いバの知得先とし融務の済履先て手職を課て証に金科修にディ門の最題、券必融目し	帰勤命特バにノ知得うそディにた後先よディすハをるめ後バ業事のリブをもめりリブるウ習よ、もテ務し	
3	野村證券事件	・・・ 造の収視にめ発す育め設 国、識国の力当に人すこる 国の物が大しの与をたを はかの際拡せ社寄材るれ	選フ圏スをと長幹にこる成のめ要にた来成囲法スジーた、に部す出を会がる側しものとい出まな場の配と人す方ら網しものとい出まスジーた、に部す出を会がる目がで材うな、語ネルこ中基署る来養社認が的っ将育範い	留人的し応途学すも形業のって態のよが学的でて募中をるで式務形たもは意る大をな希おしで断こき的命でと、個向部き個目望り、留念とたに令あし実人に分い。	科択中はの任て月月書すのび留の今定現やの命ど義すは目やの従自せいに例をる趣内学近後で地支出じ命務もなの留生業由らた一報提が旨容先況のあ法店頭る令をのい選学活員にれ。度告出そ及はでや予る人へをなや課で。	選を考ります。 選を考りでは、 で中的する人会め来い、性接ま がる語ビルンなとににの養方る材理と象も がる語ビルンなとににの養方る材理と象も がる語どをス地な基配出成針が育をの的の にはまますが、成出関・に はいるなどで、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	と益す に を る に に し に に に に に に に に に に に に に				債ま間すしる有 祭の考とけ質る の期慮貸たを
4	明治生命保険事件	専門知の前後以下の前の前後以下の前後の前後以下の前後の前後以下の前後の前後以下の前後の前後の前後の前後の前後の前後の前後の前の前後の前		応自にれ大格がば令留じがさ階がれの反遣こい。募由委で学し決業と学ら、れで辞ば意しさと。は意ねいに留ま務しをれ選た本退本思でれは、思らる合学れ命で命る抜段人す人に派るな	一の制るの自択研マテ科はあ際由し月況いなをる義らるれ業接あや課るな期利制か定大限が中由で究、一目自りににた研等で報提こ務れが以務関る報せこく休用約っ範学さ、かにきテ研マ選由、も選。修に簡告出とづて、外に連課告らと、暇にはた囲にれそら選、一修、択で実自択毎状つ単書すがけいそに直の題をれは長のもな。	修内容は、業務	験、資格				

5、おわりに

本稿で検討した裁判例を考えると、従業員との間で 修学費用返還合意をする場合、前記3(4)及び4 (3)の要素を満たすものであれば、労働基準法16 条違反とはならない可能性が高いと考えられる。

しかし、業務関連性があれば違法とする学説1)もあり、また、業務性が有りとされるかなしとされるかは微妙な判断の問題である。①は経営学博士、②③④は経営学修士(MBA)を取得した事例であるが、現に「最近日本企業のMBA取得の海外留学派遣意欲が低下している。・・・社費留学させた社員がMBA取得後に退社する例が目立つことも一因。」とする報道もなされている。2) まさに、③野村證券事件で判決が前提とした懸念が現れて来ている。

この問題について、立法的解決を図るべきであると 従前から唱えられてきている。 $^{3)}$ $^{4)}$ $^{5)}$

しかし、裁判例でも上級審において、業務性の有無 の判断基準が明確になされることが期待される。

なお、労働契約で返還免除約束はせず、修学後の就 労年限を決めることは労働基準法 1 4 条の範囲でで き、従業員がこれに反し途中で退職したときは、債務 不履行として損害賠償責任を負うことがある。⁶⁾

- 1) 前掲41)表田
- 2) 日本経済新聞2005年8月31日夕刊
- 3) 下井隆「労働基準法(第3版)」75頁有斐閣2001年
- 4) 平成17年人事院勧告別紙第3「公務員人事管理に関する報告~行政の専門集団を目指して~」でも、留学派遣した公務員が早期退職した場合に留学費用を返還することなどを内容とする立法措置について検討することとしている。
- 5) 自衛隊法98条の2は防衛医科大学卒業生は修学後9年未満で退職した場合政令で定める金額の償還義務を規定している。
- 6) なお、前掲12)の徳島健康生活協同組合事件一審判決 (徳島地判平成14年8月21日労判849号95頁)はこれを認め、使用者が負担した金額の損害賠償責任を認めているが、控訴審判決は研修規程が期間の定めのない労働契約を 定めたものであると判断したうえ研修後5ヶ月半の勤務があり労働契約の不履行はないと判断している。